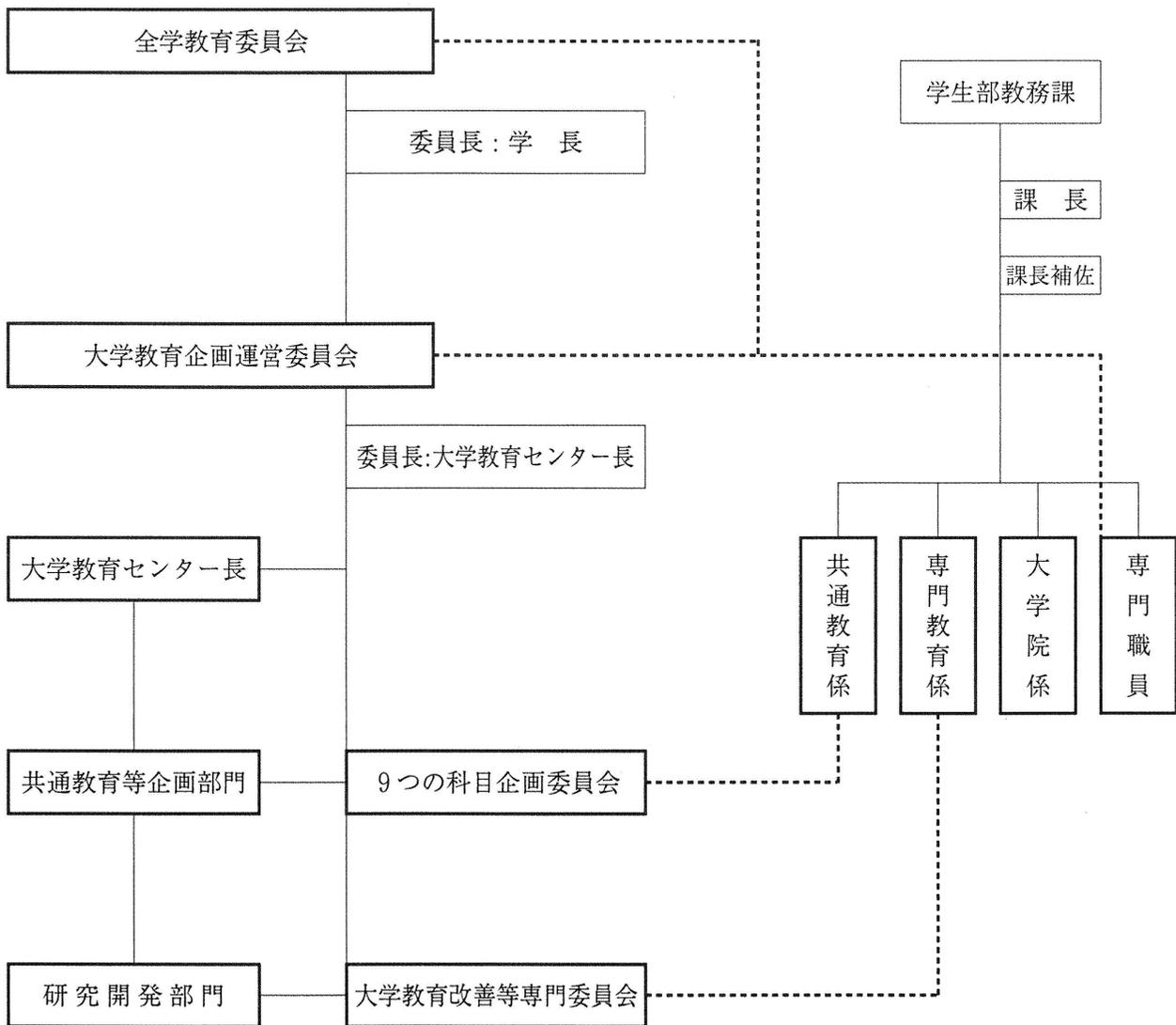


琉球大学学術リポジトリ

大学教育センター組織図及び規則

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学大学教育センター 公開日: 2018-08-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/42312

大学教育センター組織図



琉球大学大学教育運営規則

(平成8年3月11日)
制 定

(趣 旨)

第1条 琉球大学学則第18条の2の規定に基づく琉球大学における大学教育（共通教育及び専門基礎教育（以下「共通教育等」という。）並びに専門教育をいう。以下同じ。）の運営については、この規則の定めるところによる。

(基本方針)

第2条 琉球大学における大学教育は、琉球大学学則第17条に規定する教育課程の編成方針に基づき、共通教育等と専門教育との有機的連携及び4年（医学部医学科にあっては6年）一貫教育の推進並びに専門教育に係る学部間協力の推進を図るため、琉球大学全学教育委員会（以下「全学教育委員会」という。）の下で実施する。

- 2 共通教育等は、全学教育委員会が教育課程を編成し、各学部及び共同利用施設等の教員が授業を行う。
- 3 専門教育は、各学部が教育課程を編成し、当該学部の教員又は必要に応じ他学部若しくは共同利用施設等の教員が授業を行う。

(全学教育委員会)

第3条 大学教育の基本方針、自己点検・評価及び共通教育等の教育課程の編成等、大学教育に関する重要事項について審議・決定するため、全学教育委員会を置く。

- 2 全学教育委員会の組織及び運営については、別に定める。

(大学教育企画運営委員会)

第4条 全学教育委員会の下に、共通教育等の企画、調整及び実施並びに教育課程の改善等について審議するため、琉球大学教育企画運営委員会（以下「企画運営委員会」という。）を置く。

- 2 企画運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(大学教育センター)

第5条 共通教育等の企画、調整及び実施に当たるとともに、大学教育の充実・向上のための調査研究を行うため、学内共同利用施設として琉球大学大学教育センター（以下「センター」という。）を置く。

- 2 センターの組織及び運営については、別に定める。（学部教育委員会）

第6条 学部における教育課程の編成、大学教育の自己点検・評価及び改善等について審議するとともに、全学教育委員会等と連携し共通教育等の円滑な運営を図るため、各学部に教育委員会を置く。

- 2 前項及び次の各号に掲げるもののほか、教育委員会の審議事項、組織及び運営については、各学部が定めるものとする。
 - (1) 教育委員会の委員は教授をもって充てる。ただし、これによることのできないやむを得ない事情がある場合に限り、当該委員数の半数までは助教授をもって充てることができる。
 - (2) 教育委員会の委員長は、原則として当該学部選出の評議員のうちから学部長が指名する者をもって充てる。

(学科目提供責任学部等)

第7条 共通教育等を円滑に行うため、琉球大学共通教育等履修規定第2条に定める授業科目区分ごとに、別表のとおり科目提供責任学部及び総括学部等を置く。

- 2 科目提供責任学部は、共通教育等の基本方針、開設授業科目等に基づき、開設授業科目の実施方法等についてまとめ、担当教員の手配など授業の実施について責任を負う。
- 3 総括学部等は、科目提供責任学部としての任務を行うほか、当該授業科目区分に係る他の科目提供責任学部を総括する。
- 4 科目提供責任学部以外の学部等は、科目提供責任学部からの授業科目開設等の協力依頼に対して、積極的に対応するとともに、共通教育等の在り方、希望開設授業科目とその内容等について意見を提出する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月25日）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

授業科目区分	科 目 提 供 責 任 学 部	総 括 学 部 等
健康運動系科目	教 育 学 部	
人 文 系 科 目	法 文 学 部	
社 会 系 科 目	法 文 学 部	
自 然 系 科 目	理 学 部	
外国語系科目	法 文 学 部	
日本語・日本事情	法 文 学 部	
情 報 関 係 科 目	情報科学演習にあつては全学部	工 学 部 大学教育センター
	日本語表現法入門にあつては法文学部	
専 門 基 礎 科 目	教育学部、理学部、医学部、工学部、農学部	理 学 部
総 合 科 目 琉大特色科目	全 学 部	大学教育センター

琉球大学全学教育委員会規則

(平成8年3月11日)
制 定

(趣 旨)

第1条 この規則は、琉球大学大学教育運営規則第3条第2項の規定に基づき、琉球大学全学教育委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 大学教育の基本方針に関すること。
- (2) 大学教育の自己点検・評価に関すること。
- (3) 共通教育等におけるカリキュラム編成及び履修基準に関すること。
- (4) 専門教育に係る学部間協力の推進に関すること。
- (5) 共通教育等に必要ない定員の管理及び予算に関すること。
- (6) 大学教育に係る諸規則（個々の学部に係る事項を除く。）に関すること。
- (7) 大学教育センターの人事及び予算に関すること。
- (8) その他大学教育に関する重要事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 各学部長
 - (3) 事務局長
 - (4) 学生部長
 - (5) 附属図書館長
 - (6) 附属病院長
 - (7) 専任教員を有するセンター・施設の長
 - (8) 大学教育センター長
 - (9) 大学教育センター共通教育等企画部門長及び研究開発部門長
 - (10) 各学部の教育委員会委員長
 - (11) 学長が特に必要と認める者
- 2 前項第11号に規定する委員は、学長が任命する。

(任 期)

第4条 前条第1項第11号に規定する委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長をもって充て、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会を置くことができる。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶 務)

第9条 委員会の庶務は、学生部教務課において処理する。

(補 則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第2条第5項に規定する審議事項については、教養部廃止までの間、琉球大学組織及び運営見直し検討委員会において審議するものとする。

附 則

この規則は、平成11年1月14日から施行し、平成10年4月9日から適用する。

琉球大学大学教育企画運営委員会規則

(平成8年3月11日)
制 定

(趣 旨)

第1条 この規則は、琉球大学大学教育運営規則第4条第2項の規定に基づき、琉球大学大学教育企画運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 共通教育等の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 共通教育等と専門教育との調整に関すること。
- (3) 共通教育等の自己点検・評価に関すること。
- (4) 共通教育等に係る非常勤講師計画に関すること。
- (5) 教育課程の改善、シラバス及び学生による授業評価に関すること。
- (6) 学生の履修指導に関すること。
- (7) 留学生等の特別教育プログラムに関すること。（他の委員会等の所掌に係る事項を除く。）
- (8) 大学教育に係る研修、他大学との連携協力に関すること。
- (9) 大学教育センターの管理運営に関すること。
- (10) 全学教育委員会の審議事項に係る原案作成に関すること。
- (11) その他大学教育に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学教育センター長
- (2) 各学部の教育委員長
- (3) 大学教育センター共通教育等企画部門長及び研究開発部門長
- (4) 科目企画委員会委員長及び副委員長
- (5) 学生部次長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、大学教育センター長をもって充て、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会を置くことができる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会は、学生部教務課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成11年1月14日から施行し、平成10年4月9日から適用する。

琉球大学大学教育センター規則

(平成8年3月11日)
制 定

(趣 旨)

第1条 この規則は、琉球大学教育運営規則第5条第2項に基づき、琉球大学大学教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(業 務)

第2条 センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学教育の基本方針の立案に関すること。
- (2) 共通教育等のカリキュラム編成及び履修基準の立案に関すること。
- (3) 共通教育等に係る予算、設備の整備等に関すること。
- (4) 共通教育等の企画、調整及び実施に関すること。
- (5) 共通教育等と専門教育との調整に関すること。
- (6) 共通教育等に係るシラバス、時間割等の編集に関すること。
- (7) 共通教育等に係る非常勤講師採用計画に関すること。
- (8) 共通教育等の自己点検・評価に関すること
- (9) 教育課程の改善に関すること。
- (10) 履修モデルの作成に関すること。
- (11) 小人数教育、教授法等の教育方法の改善に関すること。
- (12) 大学教育の自己点検・評価、シラバス及び学生による授業評価の企画に関すること。
- (13) 留学生等の特別教育プログラムに関すること。（他の委員会等の所掌に係る事項を除く。）
- (14) 大学教育に係る研修の実施に関すること。
- (15) 大学教育に係る他大学との連携協力に関すること
- (16) 大学教育に係る調査研究とその成果の公表に関すること。
- (17) 全学教育委員会及び大学教育企画運営委員会の審議事項に係る原案作成に関すること。
- (18) その他大学教育に関すること。

(組 織)

第3条 センターに共通教育等企画部門及び研究開発部門を置く。

- 2 両部門に部門長を置く。
- 3 部門長は、各部門の業務を総括する。

(共通教育等企画部門)

第4条 共通教育等企画部門は、共通教育等に係る授業科目の開設について総括するため、第2号から第8号に掲げるセンターの業務を処理する。

- 2 共通教育等企画部門に、共通教育等の授業科目区分に従い、科目企画委員会を置く。
- 3 科目企画委員会の組織及び運営については、別に定める。

(研究開発部門)

第5条 研究開発部門は大学教育の改善を図るため、第2条第9号から第16号に掲げるセンターの業務を処理する。

- 2 研究開発部門に、大学教育改善等専門委員会を置く。
- 3 大学教育改善等専門委員会の組織及び運営については、別に定める。

(職 員)

第6条 センターの次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 共通教育等企画部門長
- (3) 研究開発部門長
- (4) 各科目企画委員会委員長及び副委員長

2 センター長は、センターの業務を掌理する

3 センター長、共通教育等企画部門長及び研究開発部門長は、本学の教授のうちから全学教育委員会の推薦に基づき学長が任命する。

4 センター長及び部門長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事 務)

第7条 センターの事務は、学生部教務課において処理する。

(補 則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、学長の承認を得てセンター長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

2 この規則施行後、最初に任命される第6条第1項第2号及び第3号に規定する者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成11年1月14日から施行し、平成10年4月9日から適用する。

琉球大学科目企画委員会規則

(平成8年3月11日)
(制 定)

(趣 旨)

第1条 この規則は、琉球大学大学教育センター規則第4条第3項の規定に基づき、琉球大学科目企画委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 大学教育センター共通教育等企画部門に次の委員会を置く。

- (1) 健康運動系科目企画委員会
- (2) 人文系科目企画委員会
- (3) 社会系科目企画委員会
- (4) 自然系科目企画委員会
- (5) 外国語科目企画委員会
- (6) 日本語・日本事情科目企画委員会
- (7) 情報関係科目企画委員会
- (8) 専門基礎科目企画委員会
- (9) 総合科目・琉大特色科目企画委員会

(業 務)

第3条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 開設授業科目の名称、授業概要及び科目数等の原案作成に関すること。
- (2) 開設授業科目の担当教官（非常勤講師を含む。）等についての科目提供責任学部等との調整に関すること。
- (3) シラバスの原稿作成依頼及びその取りまとめに関すること。
- (4) 授業時間割の調整に関すること。
- (5) 共通教育等に対する学部等からの要望・意見への対応に関すること。
- (6) その他共通教育等の企画、調整及び実施に関すること。

(組 織)

第4条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 前項に規定する委員（総合科目・琉大特色科目企画委員会委員のうち、共通教育等企画部門長である委員を除く。）は、学長が任命する。

(任 期)

第5条 前条第1項に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、次の方法により選出する。

- (1) 情報関係科目企画委員会及び総合科目・琉大特色科目企画委員会の委員長は、大学教育企画運営委員会において選出する。

- (2) 専門基礎科目企画委員会の委員長は、総括学部等の委員のうちから科目企画委員会が選出する。
 - (3) その他の科目企画委員会の委員長は、科目提供責任学部の委員のうちから科目企画委員会が選出する。
- 3 副委員長は、次の方法により、法文学部委員を除く科目企画委員会委員のうちから科目企画委員会が選出する。
- (1) 情報関係科目企画委員会及び専門基礎科目企画委員会の副委員長は、科目提供責任学部委員のうち委員長所属学部以外の学部委員から選出する。
 - (2) 総合科目・琉大特色科目企画委員会の副委員長は学部委員から選出する。
 - (3) その他の科目企画委員会の副委員長は、委員長所属学部以外の学部委員から選出する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学生部教務課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成11年1月14日から施行し、平成10年4月9日から適用する。

別表（第4条関係）

科目企画委員会名	委 員 構 成
健康運動系科目 企画委員会	(1) 教育学部の教育委員会委員 2人 (2) 教育学部の関係教員 1人 (3) 教育学部以外の学部教育委員会委員各 1人 (4) 保健管理センター教員 1人
人文系科目企画委員会	(1) 法文学部の教育委員会委員 2人 (2) 法文学部の関係教員 2人 (3) 法文学部以外の学部教育委員会委員各 1人
社会系科目企画委員会	(1) 法文学部の教育委員会委員 2人 (2) 法文学部の関係教員 2人 (3) 法文学部以外の学部教育委員会委員各 1人
自然系科目企画委員会	(1) 理学部の教育委員会委員 2人 (2) 理学部の関係教員 2人 (3) 理学部以外の学部教育委員会委員各 1人 (4) 熱帯生物圏研究センター教員 1人
外国語科目企画委員会	(1) 法文学部の教育委員会委員 2人 (2) 法文学部の関係教員 2人 (3) 法文学部以外の学部教育委員会委員各 1名
日本語・日本事情科目 企画委員会	(1) 法文学部の教育委員会委員 2人 (2) 法文学部の関係教員 2人 (3) 法文学部以外の学部教育委員会委員各 1名
情報関係科目企画委員会	(1) 各学部の教育委員会委員各 1人 (2) 各学部の関係教員 1人 (3) 情報処理センター教員 1人
専門基礎科目企画委員会	(1) 教育学部、理学部、医学部、工学部、農学部の教育委員会委員 各 1人 (2) 教育学部、理学部、医学部、工学部、農学部の関係教員各 1人 (3) 法文学部の教育委員会委員 1人
総合科目・琉大特色科目 企画委員会	(1) 各学部の教育委員会委員各 1人 (2) 大学教育改善等専門委員会委員 2人

琉球大学大学教育改善等専門委員会規則

(平成8年3月11日)
制 定

(趣 旨)

第1条 この規則は、琉球大学大学教育センター規則第5条第3項の規定に基づき、琉球大学大学教育改善等専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育課程改善のための調査研究に関すること。
- (2) 履修モデル作成のための調査研究に関すること。
- (3) 小人数教育、教授法等の教育方法の改善に関すること。
- (4) 大学教育の自己点検・評価、シラバス及び学生の授業評価の企画に関すること。
- (5) 留学生等の特別教育プログラムに関すること（他の委員会の所掌に係る事項を除く。）
- (6) 大学教育に係る研修の実施に関すること。
- (7) 大学教育に係る他大学との連携協力に関すること。
- (8) 大学教育に関する調査研究とその成果の公表に関すること。
- (9) その他大学教育の改善に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学教育センター研究開発部門長
- (2) 各学部の教育委員会委員のうちから推薦された教員 各1人
- (3) 大学教育に関する研究分野の教員 若干名

2 前項第2号及び第3号に規定する委員は、学長が任命する。

(任 期)

第4条 前条第1項第2号及び3号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、研究開発部門長をもって充て、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、学生部教務課において処理する。

(補 則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年1月14日から施行し、平成10年4月9日から適用する。